

契 約 書 (案)

契約担当官広島国税局総務部次長 阪垣 幸依知（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により出雲地方合同庁舎内の指定の場所における自動販売機による清涼飲料水の販売に関する委託契約を締結する。

第1条（信義誠実の原則）

甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

第2条（契約の目的）

乙は、以下の条項に基づき、出雲地方合同庁舎内の指定の場所における自動販売機による清涼飲料水の販売業務（以下「業務」という。）を行うものとする。

第3条（契約期間）

契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、期間満了2か月前までに甲又は乙から別段の意思表示がない場合には、更に1年間延長されることとし、5年を限度として、以後同様とする。

なお、当該延長の限度は一度に限り更に5年を限度として延長することができるものとする。

おって、本契約条項に違反等した場合には、この限りではない。

第4条（契約金額）

契約金額（委託費）は発生しない。

第5条（契約保証金）

甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

第6条（権利、義務の譲渡等の禁止）

1 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の乙に対する弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

第7条（下請け、委託等の禁止）

- 1 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、原則として本業務の一部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲に協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
- 3 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負

うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。

- 4 第2項ただし書きにより甲が承認した場合でも、乙は甲に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。
- 5 第2項ただし書にかかわらず、乙は、第22条第1項第11号から第15号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）とすることはできない。
- 6 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
なお、この場合において、乙は、甲に対して損害賠償その他名目のいかんを問わず金銭を要求することができないものとする。
- 7 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき。
 - (2) 正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し下請負人等が締結した契約を解除させるためにとりうる措置を講じないとき。
- 8 前項の場合、乙は甲が実際に被った損害について、第19条に規定する損害賠償責任を免れない。

第8条（条件の保持）

乙は、本契約が終了するまで、本契約に定める条件を保持するとともに、本契約内容について的確に履行しなければならない。

第9条（秘密の保持）

- 1 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び乙が甲の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。）の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- 2 乙は、自らの従事者及その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- 4 個人情報に関する取扱いについては、前各項に掲げるほか別紙1の取扱いを遵守しなければならない。
- 5 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

第10条（事情変更）

- 1 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。ただし、乙から労働費、原材料費又はエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。

- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

第 11 条（自動販売機設置場所等）

- 1 自動販売機の設置場所は、出雲地方合同庁舎の庁舎等管理をする者の指定する場所とする。
- 2 設置機種及び設置台数は、次のとおりとする。
缶・ペットボトルタイプ 1 台（型式：○○○○○○）
- 3 乙は、契約期間中に庁舎工事等により甲からの要望等による自動販売機の増減があつても異議を申し立てないこととする。

第 12 条（販売価格等）

- 1 販売価格は、「販売価格表」（別紙 2）のとおりとする。
なお、乙は、商品構成を変更する場合は、甲の承諾を得るとともに、変更内容を適宜の様式により甲に届け出る。
- 2 乙は常に賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品が無いよう努める。

第 13 条（商品仕入）

商品仕入、その他運営に係る商品取引は、一切乙の責任において実施するものとする。

第 14 条（経費負担）

- 1 第 11 条に掲げる設置場所の施設使用料については、年間○○○円（使用面積○○m²）とし、消費税及び地方消費税を含めた金額とする。
なお、乙は、甲からの納入告知書を受け、納入期限までに施設使用料を国庫へ納入する。
- 2 自動販売機の設置に係る全ての費用は、乙が負担する。
- 3 自動販売機の稼動に係る電気料金については、1か月当たり○○○円（消費税及び地方消費税含む。）とする。
- 4 乙は、前項の電気料金を契約書又は請求書に基づき、支払期限内に直接電力会社に支払うものとする。
- 5 自動販売機の設置に際して敷金及び礼金等の負担金は発生しない。ただし、今後負担金を徴しなければならない事由が生じた場合には、この限りではない。

第 15 条（管理業務）

- 1 乙は善良な管理者の注意をもって自動販売機を管理しなければならない。
- 2 乙は故障等の連絡を受けた場合は、早急に対応するものとする。
- 3 設置した自動販売機に発生した損害等についての責任は、明らかに甲に責任があるものを除き乙が負うものとする。

第 16 条（報告義務）

乙は、運営施設において異常事態及び衛生上の問題が発生した場合は、速やかにその旨を報告する。

なお、甲が乙に対し月間の売上数量、月間の売上金額、月間収支及び年間収支の報告を求めた場合、乙は適宜の様式を使用して甲へ報告する。

第 17 条（空缶等の回収）

乙は、自動販売機横に空缶等回収箱を設置し、定期的に空缶等を回収することとし、空缶等で回収箱があふれることのないように回収する。

なお、空缶等回収箱に他社の空缶等又はごみがあった場合にも回収すること。

第 18 条（本契約の任意解除等）

- 1 甲、乙いずれか一方が自己の都合により契約を解除しようとするときは、2か月前までに文書により申し出ることとする。
- 2 乙は甲に対し、前項の契約の解除に伴う営業の補償その他一切の請求をすることができない。

第 19 条（損害賠償）

- 1 乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲等に損害を与えた場合は、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。
- 2 前項の損害には、甲等が乙に対し履行を求める一切の費用、国民等から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲等が国民等に支払いを命ぜられた金額、甲等が不服申立て等を防御するために要した一切の費用及び訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする

第 20 条（原状回復）

契約を解除する場合は、乙は設置場所の原状回復義務を負う。ただし、原状回復に係る費用は、乙の負担とする。

第 21 条（法律、規格等の遵守）

乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

第 22 条（解除）

- 1 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上の義務の遂行に重大な支障が生じると認めたときは、甲は何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除ができるものとする。ただし、解除に関し本契約上に他の条項がある場合は同条項を優先する。
 - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
 - (2) 相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
 - (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化し、又はそのおそれがあり、適正な契約の履行が確保されないと認められるとき。
 - (5) 本業務の履行に著しい遅延のあったとき。
 - (6) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (7) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。
 - (8) 破産、民事再生手続開始、若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
 - (9) 手形、小切手の不渡等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。

- (10) 解散の決議をしたとき。
- (11) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (12) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (15) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (16) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
- (17) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
- (18) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
- (19) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。
- (20) その他、第16号から19号に準ずる行為をしたとき。

2 甲が前項の規定により本契約を解除した場合、乙は甲に対して損害賠償等、名目的一切を問わず、金銭を要求することができない。

第23条（不当介入に関する通報・報告）

乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員及び社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

第24条（紛争の解決）

1 本契約について、甲と乙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申し立てを行い、甲と乙双方ともこれに服するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲と乙の平等の負担とする。

第25条（法律、規格等の遵守）

乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

第26条（人権尊重努力義務）

乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡

会議決定) を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

第 27 条 (補則)

本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 ○ 月 ○ 日

甲 広島県広島市中区上八丁堀 6 番 30 号
契約担当官
広島国税局総務部次長 阪垣 幸依知

乙

別紙1

個人情報に関する取扱い

(定義)

第1条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

(秘密保持)

第2条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（以下「事故等」と言う。）故意、過失を問わない。を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の使用)

第3条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

(複製等)

第4条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

(管理)

第5条 乙は、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

(1) 個人情報の取扱い責任者

(2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者

(3) 個人情報の授受、移送方法

(4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」と言う。）の方法

(5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法

(6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容

(7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要のある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接すことのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

(個人情報の取得)

第6条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

(問合せ等)

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

(個人情報の返還)

第8条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

(事故発生時の対応等)

第9条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

(再委託の取扱)

第10条 乙は、甲の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙と同等の義務を課さなければならぬ。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

(監査)

第11条 乙は、本件業務期間中、少なくとも6ヶ月に1回又は甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

2 甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。

3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。

4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

別紙様式5

設置場所の年間使用料提案書

施 設	種類	設置場所	①	②	①×②
			1 m ² 当たり単価 (円) /年	営業面積(見込) (m ²)	年間使用料(見込) (円) (1円未満切捨て)
出雲地方合同庁舎	缶・ペット	1 F	※	1.00	

※消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、提案する金額の110分の100に相当する金額を記載する。

(注)年間使用料は、当局が定めた各自動販売機ごとの最低使用料(非公開)以上に限る。